

新型コロナウイルス感染症対策と
都民生活や経済を支える

東京都緊急対策

(第 四 弾)

令和2年4月 15日

東 京 都

第 20 回

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議 発表

都民の皆様への知事メッセージ

4月7日、国による緊急事態宣言が発出されて以降、都民の皆様、事業者の皆様には、徹底した外出自粛や、施設の休業等を実践していただいております。この間のご協力に、心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を、何とか食い止める。そのためには、何よりも都民の皆様、事業者の皆様のご協力が欠かせません。

そのために、これまで、「感染爆発重大局面」といった表現を用いたり、連日のライブ配信により、私から直接、最新の状況をお伝えすることなどを通じて、皆様と危機感を共有してまいりました。一刻も早くこの事態を収束させ、都民の皆様の命と健康を守るためには、この1か月に総力を挙げ、専門家が提言する「人と人との接触を8割減少」を、何としても目指さなければなりません。

今回、都は緊急事態措置を実施しましたが、多くの魅力ある繁華街に様々な業態が密集し、国内外から人を魅き寄せるという東京の強みが、この感染症には、感染源を追えない人が多いという弱点となっています。このままでは、東京が、日本がどうなってしまうのかという強い危機意識をもって、都としての措置を実施してまいります。

現場を預かる都知事として、こうした強い信念の下、事業者の皆様には、施設の営業停止等を要請しております。ご不便をおかけしますが、引き続き、都民の皆様、事業者の皆様のお力添えをいただきながら、感染拡大の防止を図ってまいります。

また、これは、感染症との闘いの最前線で、日々ご尽力いただいている医師、看護師、医療スタッフの皆さんの負担を軽減するためのものでもあり、都民の皆様一人ひとりが、「自分を守る、家族を守る、大切な人を守る、社会を守る、感染しない、させないための行動」へのご協力を何卒お願いいたします。

先の見えない感染症との闘いに向け、感染防止への体制を強化し、医療現場を守るとともに、区市町村とも一体となって、「新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する」ことに全力で取り組みます。また、感染症の影響が及ぶ「経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化」も重要です。さらに、「社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える」。今般の緊急対策には、この3つを柱として、新型コロナウイルス感染症対策に最大限努力するとともに、都内経済や都民生活をしっかりと支えるための取組を幅広く盛り込みました。

この緊急対策の規模は、リーマンショック時の約 1,861 億円を大幅に上回る、過去最大の約 8,000 億円となります。日本が、戦後最大の「国難」に直面していると言われる今、直ちに為すべき緊急対策に都が全精力を傾けることによって、都民の皆様、事業者の皆様の不安を払拭してまいります。東京一丸となって見えざる敵に打ち勝ち、この危機を乗り越えるべく、引き続き都民の皆様のご理解とご協力をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

東京都知事

小池百合子

目 次

都民の皆様への知事メッセージ……………	1
Ⅰ 緊急対策の都の基本的考え方……………	4
Ⅱ 緊急対策……………	10
Ⅲ 国の緊急事態宣言と都の緊急事態措置……………	28
Ⅳ 国への緊急要望……………	32
Ⅴ 国の緊急経済対策の概要……………	43
Ⅵ 様々な影響……………	45

I 緊急対策の都の基本的考え方

○ これまでの都の対応

世界及び日本で新型コロナウイルス感染症が拡大し、東京でも感染源が不明な感染者数が増加する状況に対応するため、都は、第一弾の補正予算、第二弾の集中的取組、第三弾の緊急対応策に取り組んでまいりました。

○ 直近の感染動向とその影響

しかし、都内の感染動向は、1日の感染者数が最大197人となるなど、感染爆発重大局面にあるといえます。世界全体でも欧米を中心に感染が広がり、感染者が187万人、死者も11.8万人を超え、日本の感染者も7,645人となり（4月14日現在）、わずか1か月で10倍以上に急増しています。

さらに、今回の新型コロナウイルス感染症は、人の命や健康だけでなく、経済、消費行動、人や物の流れ、先行きの見えない心理的不安など、東京や日本の隅々にまで深刻な影響をもたらしています。経済指標や雇用統計などの数字だけでは、捕捉しきれない切実な声が、都民や中小企業の方々からも寄せられています。

○ 国の緊急事態宣言と都の緊急事態措置

都市部を中心に感染者の増加傾向が顕著となる中、4月7日、国は、東京都など7都府県を対象に、5月6日までの1か月間を期間とする緊急事態宣言を発令しました。

都も、7日、都民への徹底的な外出自粛を要請するとともに、10日、緊急事態措置等を実施することを決めました。コロナウイルスとの闘いは、まさに新たな段階に突入したといえます。

○ 緊急対策の策定過程

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制し、都民生活や都内企業を支えるため、「東京都緊急対策（第四弾）」を取りまとめました。

2回に及ぶ補正予算の編成とその専決処分や、当初は4月中を予定していた日程を前倒しし、本日15日に対策を取りまとめるなど、日々刻々と変化する状況に対して速やかに対応を行っています。

また、区市町村長、専門家、厳しい状況に直面する企業の皆様等との意見交換を行うなど、丁寧に関方面の意見に耳を傾けました。寄せられた要望等については、可能な限り今回の対策に反映しました。

さらに、現場を持つ東京の強みを活かし、3月26日に安倍首相に緊急要望を行うとともに、1都4県（埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県）の知事、九都県市首脳会議で共同メッセージを発信し、緊急事態宣言が出された7都府県と担当大臣とでTV会議を開催するなど、新型コロナウイルス対策や経済対策に重要な役割を担う国はもとより、近隣自治体との連携をこれまで以上に強化しながら対策を取りまとめています。

○ 緊急対策の策定にあたっての視点

緊急対策の策定にあたっては、なによりもまず、人と人との接触を8割減らし、感染拡大の速度を可能な限り抑制する。その間に軽症の方などを受け入れるホテル等の施設の確保、重症患者に対応した医療体制の充実、医療従事者への支援などの医療崩壊を防ぐための体制強化などが、最も重要となります。

また、感染の拡大により、世界経済が危機に直面しており、都内経済もインバウンドの急減、経済活動の縮小、消費マインドの冷え込みに加え、感染リスクへの不安や「自粛疲れ」などあらゆる面に及んで

います。

そのため、感染症の早期収束に全力で取り組む必要があり、それにあわせて収束までの事業活動や雇用、そして都民生活を守り抜く、その取組を大幅に拡充することも重要となります。

さらに、学校での臨時休業や職場での出勤抑制など、従来の生活スタイルでは達成できない教育現場や職場の状況があります。これを克服するためには、オンライン教育やテレワークなどデジタルテクノロジーを活用することで、教育活動や企業活動の継続と人との接触機会を8割減らすこととの両立も可能となります。

○ 緊急対策の3つの柱と特徴

現下の「国難」ともいうべき危機的状況に東京、日本は直面しており、今こそ行政としてあらゆる手立てを総動員して、為すべきことを果たす重要な時期であります。そのため、この視点も踏まえ、

新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策

経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化

社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

の3つを柱とする緊急対策を取りまとめることとしました。

今回の緊急対策は、都が為しうる財政的な手立てを総動員しつつ、従来型にとらわれない大胆な発想と、東京という都市を何としても守るという危機意識を共有しながら、今取りうる実効性ある対策に重点化しています。

また、リーマンショック（約1,861億円）や東日本大震災（約1,374億円）時の緊急対策を大幅に上回る、過去最大約8,000億円の緊急対策を策定いたしました。

○ 今後の対応

都議会臨時会に、6月までに着手すべき事項等について令和2年度4月補正予算（案）を提案し、その後、7月以降の対策についても5月中旬を目途に、第二回定例会に提案する補正予算を取りまとめてまいります。

都民の皆様のご協力の下、都庁組織が一丸となってこの対策を速やかに実行いたします。

また、収束が見えない感染症の動向とその影響などを見極め、引き続き、必要な対策は迅速に講じるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制するとともに、都民生活や東京の経済を下支えし、さらには、将来の飛躍を目指すため、都として全力で取り組んでまいります。

東京都と国の取組のイメージ

東京都

1月24日～
危機管理対策会議
(4回開催)

1月31日～
新型コロナウイルス感染症
対策本部会議(20回開催)

① 2月18日
元年度・2年度
補正予算発表 401
億円

② 2月21日～3月15日
集中的取組期間

③ 3月12日
緊急対応策発表 111
億円

3月31日 元年度補正予算・専決 250億円

4月7日 2年度補正予算・専決 232億円

④ 4月15日
緊急対策発表 約8,000
億円

臨時会補正予算 3,574億円

上記以外は二定以降補正予算

※約8,000億円には2年度補正予算・専決分を含みます

感染症の動向とその影響などを見極め、
引き続き、必要な対策を迅速に講じる

国

1月30日～
感染症対策本部
(28回開催)

2月13日
緊急対応策発表

3月10日
緊急対応策
第二弾発表

4月7日
緊急経済対策発表

緊急対策の概要

I 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策

- 1 感染拡大の防止に向けた取組
- 2 医療提供体制等の強化
- 3 区市町村と一体となった対策

II 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化

- 1 経済活動を支えるセーフティネット
- 2 都民生活を支えるセーフティネット
- 3 税制面等からのセーフティネット

III 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

- 1 東京のデジタルトランスフォーメーションを加速し、
直面する危機を乗り越える取組

Ⅱ 緊急対策

1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策

(1) 感染拡大の防止に向けた取組

都内の新型コロナウイルス感染症の感染者数は、4月に入り100人を超える日が続き、4月14日時点の感染者数累計は2,300人を超え、わずか1か月で26倍以上に増加するなど、危機的に急増しています。中でも、感染経路が不明な感染者が増加するなど、まさに感染爆発の重大局面にあり、状況は更に逼迫しています。

こうした状況を踏まえ、都は、4月10日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等を実施することを決め、徹底した外出自粛要請や、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請など、都民、事業者の皆様への一層のお願いをしたところです。

都民の生命、生活を守るため、まずは感染拡大の速度を可能な限り抑制することが最重要であり、そのためには、「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」を避ける、不要不急の外出の自粛により、人と人との接触を減らすなど、都民の皆様、事業者の皆様の徹底的な行動変容が不可欠です。

都は、正確な情報を、迅速かつ的確に都民の皆様に届けるため、様々な媒体を活用して積極的に広報を展開するとともに、感染拡大防止に協力していただける事業者の皆様への協力金の創設、感染症対策に関連する機械設備の導入や医療機器産業へ参入する中小企業への積極的な支援、医療機関等や学校現場へのマスク、アルコール消毒液等の配備の促進など、都民、事業者の皆様と一丸となり、感染拡大の防止、感染速度の抑制に、全力で取り組んでいきます。

[都の具体的な取組]

① 迅速かつ的確な情報提供の実施と相談体制の強化

- ・ テレビやラジオの CM、Web 広告や新聞広告などの媒体の積極的な活用により、効果的に広報展開し、新型コロナウイルス感染症に関する都の取組や都からのメッセージ、正しい予防方法、相談案内などについて、迅速かつ的確に情報発信を行っていきます。
- ・ 緊急事態措置に対する相談窓口として、「東京都緊急事態措置相談センター」を4月7日に開設し、都民や事業者の不安解消に努めています。

② 感染拡大防止に対する協力金の創設

- ・ 都の要請や協力依頼に基づき、緊急事態措置期間において、全面的にご協力いただける事業者（中小企業及び個人事業主）への協力金として、50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）を支給する「感染拡大防止協力金」を創設します。

③ 感染を予防する物資の供給

- ・ 感染症に関する医療機器産業への参入や感染症対策に関連する機械設備の導入等に取り組む中小企業に対して支援を行い、供給体制の強化を図るとともに、学校へのマスク、アルコール消毒液等の配備の促進や、医療機関、社会福祉施設等へのサージカルマスクの提供を進めます。

④ 「東京都外国人新型コロナ生活相談センター」の設置

- ・ 現在、新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口として設置しているコールセンターに加え、感染拡大に伴う不安や生活への影響について、在住外国人からの多様な相談を受け付け、相談者の課題を整理し、適切な情報提供を行うとともに、必要な支援等に繋げるため、多言語（14言語）による相談センターを新たに設置します。

⑤ 公共工事における感染拡大防止対策

- ・ 工事現場等における感染拡大防止対策や、感染者が判明した場合における現場閉鎖や消毒、費用負担の考え方などを内容とするガイドラインを迅速に策定し、工事受注者や区市町村等に周知します。
- ・ TV 会議システムのモデル導入等により、工事現場等での感染を防止します。また、工事説明会など住民への周知・説明方法を工夫します。

⑥ 島しょの来島者への対応

- ・ 現在、調布飛行場及び竹芝客船ターミナル等で実施している検温体制を継続することで、島民の生活と産業を支える離島航路・航空路の安全・安心を確保するとともに、島しょ部への感染拡大を防止します。

(2) 医療提供体制等の強化

感染者の急速な拡大に伴い、都内の入院医療提供体制は逼迫しつつあります。公益社団法人東京都医師会は、4月6日に「医療的緊急事態宣言」を発表し、医療崩壊の危険が迫っているとして極めて強い危機感を表明しました。

このような「緊急事態」を乗り切るため、都民一人ひとりの外出自粛等により、感染拡大の速度を可能な限り抑制していくことと合わせ、増加する患者に対応するため、積極的な医療提供体制等の増強が急務です。

都は、東京都医師会との緊密な連携のもと、無症状、軽症の方を受け入れるホテル等の宿泊施設を、患者 3,000 人分確保するとともに、感染症指定病床だけでなく一般病床も活用しながら、4,000 床の病床確保を目指し、重症度に応じた受入体制を整えていきます。

また、新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）の受入体制の強化、民間検査機関等を活用した PCR 検査体制の充実、新型コロナウイルス感染症患者

受入体制の拡充、重症患者に対応した医療体制の充実など、東京都医師会や民間医療機関等とも緊密に連携を取りながら、都民の皆様の生命を守る医療提供体制等の強化に、全力で取り組んでいきます。

[都の具体的な取組]

① 新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）の受入体制の強化

- ・ 受診が必要な患者を確実に受け入れ、新型コロナウイルス感染症の疑いのある方の検査を確実に行えるよう、新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を設置している医療機関等に対し、受入体制を拡充するための医療従事者の人件費に対する支援を行います。

② 民間検査機関等を活用したPCR検査等体制の充実

- ・ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある方の増加に対応するため、検査を確実にできる体制の確保に向けて、民間検査機関に対し、PCR検査機器の導入を支援します。
- ・ 新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を設置している医療機関等において、PCR検査を実施する際、保険適用した場合に発生する自己負担分を都が負担します。
- ・ 検査施設の設置等に必要な場合には、時限的に公開空地の活用を可能にするなど、公共的空間を有効に活用し、感染拡大を防止します。

③ 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充

- ・ 入院治療を必要とする患者を確実に受け入れられるよう、医療機関に対して空床確保料を支払い、当面 4,000 床を目指し、必要な病床数を確保します。また、感染症や救急の専門家の知見を得ながら、医療提供体制の充実に取り組むとともに、地域での困難な事案について東京DMA Tで活動する医師等の助言を受け、円滑な入院調整を図ります。

- ・都立・公社病院において、感染症患者受入可能な病床を更に確保するとともに、医療従事者の感染予防のために、紫外線照射により病室内を殺菌できる機器を整備し、患者受入体制を整えます。
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院受け入れを行う医療機関に対し、受入謝金を支払います。
- ・新型コロナウイルス感染症患者への治療に携わる医療従事者に対し、特殊勤務手当の支給や、宿泊等に利用できるホテル等の借り上げを行う医療機関を支援します。
- ・感染症法に基づき、医療に要する費用のうち、医療保険各法等に基づく給付を受けた後の金額について公費により負担します。
- ・症状が改善した方の退院を認める基準が変更されるとともに、軽症患者等の自宅や宿泊施設での療養が可能となったことを受け、無症状や軽症の患者の受け入れを促進するため、東京都医師会との緊密な連携のもと、患者 3,000 人分のホテル等の宿泊施設を確保するとともに、健康管理に必要な体温計や、動脈血酸素飽和度と脈拍数を測定する「パルスオキシメーター」等の備品を整備します。
- ・新型コロナウイルス感染症のコールセンターの充実に引き続き取り組み、都民の皆様の不安解消に努めます。
- ・オンラインでの手話通訳導入を進めることで、聴覚障害者が医療機関を受診しやすい環境を整えます。

④ 重症患者に対応した医療体制の充実

- ・重篤・重症の入院患者数の増加に確実に対応するため、医療機関における集中治療室等での医療従事者の確保を支援するとともに、体外式膜型人工肺（ECMO）や人工呼吸器等の整備に要する経費を支援します。また、都立・公社病院における重症患者受入体制を更に充実させます。

(3) 区市町村と一体となった対策

地域における感染拡大の防止や医療体制の強化、区市町村立学校の臨時休業に伴う対応、地域における経済支援、雇用情勢の悪化に伴う対応など、区市町村の担う役割は大きく、この困難な現状を乗り越えていくためには、都と区市町村がしっかりと連携して取組を進めていくことが不可欠です。

4月7日、8日の2日間に渡り、都知事と区市町村長がTV会議で意見交換を行うなど、都と区市町村は、これまでも緊密に連携しながら感染拡大防止などの取組を進めてきたところですが、こうした連携を更に強化していくことに加え、特別区向けの貸付枠の増額や、市町村への幅広い財政支援を行うための特別交付金の創設により、地域における区市町村独自の取組を積極的に支援していきます。

[都の具体的な取組]

① 東京都区市町村振興基金の積み増し

- ・区市町村への貸付を行うための東京都区市町村振興基金のうち、特別区への貸付原資について200億円の積み増しを行うとともに、令和2年度から4年度まで、特別区に対し無利子貸付けを行うことで、特別区が実施する新型コロナウイルス感染症対策を促進します。

② 「東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金」の創設

- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴い生じる財政需要の増加に対して、感染症対策に直接要する経費に加え、都民生活や地域経済を支えることに資する経費など幅広く支援するため、新たに特別交付金を創設します。

2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化

(1) 経済活動を支えるセーフティネット

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、内外経済に甚大な影響をもたらしており、世界経済は戦後最大とも言うべき危機に直面しています。都内経済も、インバウンドの急減、外出の自粛やイベントの中止などに伴う経済活動の縮小、消費者マインドの冷え込みなどにより、大きな打撃を受けており、特に、中小・小規模事業者、観光関連産業、飲食や娯楽といった業種、フリーランスの方を含む個人事業主などを取り巻く環境は極めて厳しい状況です。

経済活動の一刻も早い再起動のため、また、その後の経済の力強い回復へと繋げていくためにも、感染症の早期収束を目指すとともに、収束までの事業活動の継続や、雇用の維持に向けた対策、経済活動を支えるセーフティネットの強化が不可欠です。

具体的には、中小企業等への資金繰りや事業継続への緊急支援、農林漁業従事者やフリーランスを含む個人事業主に対する緊急支援、公共工事における設計変更、工期延長、工事中止、支払い等の柔軟な対応など、前例にとらわれることなく、幅広い支援を行い、経済活動を支えるセーフティネットを強化します。

[都の具体的な取組]

① 中小企業への資金繰り対策

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業制度融資について、実質無利子とするとともに、融資目標額を、当面6月までに見込まれる6,000億円まで引き上げ、今後、更に1兆5,000億円まで拡大することで、中小企業の資金繰りへの支援を大幅に強化します。

② 中小企業等への事業継続に向けた緊急支援

- ・小規模企業の経営基盤を確保するため、窓口専門相談・専門家派遣の規模の拡充、オンラインでの経営相談など、商工会・商工会議所等が行う新型コロナウイルス感染症により影響を受けた小規模企業に対する緊急的な取組を支援します。
- ・東京都中小企業振興公社において、新型コロナウイルス感染症への対応として、Webでの事業承継等に係る相談ができるよう、モバイル端末等を配備します。
- ・区市町村が実施する、経営相談窓口の設置や経営課題に対する専門家派遣など、地域産業の活性化を図る取組に対する支援を行います。
- ・中小企業団体等が行う経営課題の解決に向けた取組に対し、集中的な支援を行うとともに、雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金などの活用に向けた取組を行う中小企業等に対し、専門家を派遣し、助言及び提案を行います。
- ・飛沫感染防止のため車内に仕切りを設けるなど、タクシー事業者及びバス事業者の乗客・乗務員の安全安心確保に向けた対策等を支援するとともに、経営に影響が生じている島しょの航路等への支援を行います。
- ・飲食事業者が、新たに宅配やテイクアウトサービス等を開始する際の初期費用等を助成するとともに、飲食店等が抱える様々な経営上の課題解決に向けて、専門家派遣や業態転換等の好事例の周知を行うなど、外出自粛や営業自粛により、経営に大きな影響が生じている飲食事業者の事業活動を支援します。
- ・飲食店の客数減少に伴い、取扱量の減少などの影響を受けている市場業者の経営活性化に向けた取組などを支援します。

③ 中小企業等における事業承継の支援

- ・円滑な事業承継や経営の安定化を進め、中小規模事業所の存続や事業の更なる発展へと繋げるため、事業承継支援助成金を拡充します。

④ 感染症を見据えた企業の事業継続計画策定支援

- ・感染症のリスクが発生した場合でも、速やかに事業が継続できるよう、事業継続計画（BCP）策定支援講座の拡充や、感染症対策を含むBCPに関する備品や施設整備に係る費用の補助などにより、BCPの策定支援を強力に推進します。

⑤ 農林漁業従事者への緊急支援

- ・需要の減少により経営に大きな影響が生じている農林漁業従事者に対し、課題を解決するための緊急的な取組により、事業継続を支援します。

⑥ アーティストやフリーランスを含む個人事業主等に対する緊急支援

- ・文化の灯を絶やさないための対策として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動を自粛せざるを得ないプロのアーティストやスタッフ等が制作した作品を Web 上に掲載・発信する機会を設けることにより、アーティスト等の活動を支援するとともに、在宅でも都民が芸術文化に触れられる機会を提供します。
- ・フリーランスを含む個人事業主向けの施策紹介サイトの設置や、業務に役立つ知識を学べる動画配信を行うとともに、求職者又は非正規雇用者を対象とした、知識・技能のスキルアップを図るための e ラーニングによる職業訓練の実施や、中小企業等が従業員に対して実施する e ラーニングによる職業訓練に対する支援を行います。

⑦ 経済的影響に対応する工事の推進対策

- ・人手不足等による労務費の増加やサプライチェーンの寸断による資材等の調達に支障が生じた場合でも、設計変更、工期延長、工事中止、工事期

間中の支払い等を柔軟に対応することにより、工事の円滑な推進が図れるよう必要な環境整備に努めます。

- ・ 厳しい施工環境を踏まえ、区市町村や工事関係者等との連絡協議会をTV会議等で緊急開催し、工事の円滑な推進方策等について協議します。
- ・ 工事契約の入札手続きに係る不調対策を実施するとともに、緊急かつ難易度の高い大規模工事では、早期発注に向けた入札契約制度の柔軟な活用などを検討します。

⑧ 民間の工事等への経済支援

- ・ 民間における、耐震化、不燃化、区画整理、再開発などまちの安全性や利便性を高める事業などに対する支援を検討します。

(2) 都民生活を支えるセーフティネット

感染拡大による影響は、経済活動のみならず、都民生活のあらゆる面に及んでいます。学校の臨時休業、各事業者の休業、出勤体制の大幅な縮小、外出を余儀なくされる方の感染リスクへの不安、さらには、外出自粛などの措置が長期間にわたってきたことによる精神的なストレス、いわゆる「自粛疲れ」など、都民を取り巻く様々な不安を払しょくするため、都民生活におけるセーフティネットを一層強化することが重要です。

具体的には、学校の臨時休業中においても子供たちの学びを止めないように、都立、区市町村立学校におけるオンライン教育を強力に推進していきます。また、学校臨時休業中の子供たちの生活や学習を応援するテレビ番組の放映や、保育所等の臨時休園等に伴うベビーシッターの活用、妊婦の方の感染防止対策を行う区市町村への支援、中小企業に従事する方に対する融資の拡充、失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供など、多様な視点から、都民生活を支えるセーフティネットを強化します。

[都の具体的な取組]

① 学校の臨時休業への対応

- ・TOKYO MXの協力のもと、学校の朝の会と帰りの会をそれぞれ模した時間帯で、家庭でできる体操、国語や算数のミニ学習コーナー、新型コロナウイルス感染症予防対策の実演など、臨時休業中の児童・生徒の生活や学習の習慣付けを支援するテレビ番組を放映します。
- ・都立特別支援学校や区市町村立学校において、学校施設を活用して児童・生徒の居場所を確保する際、昼食を用意する場合の食材費の一部を支援します。
- ・学童クラブや放課後子供教室の開所時間の延長等に対応するため、必要となる区市町村に対して運営費を都が支援するとともに、放課後等デイサービスの利用増に対応します。

② 保育所等の臨時休園に伴うベビーシッターの積極的活用

- ・ベビーシッター利用支援事業等の対象に、新型コロナウイルスの感染拡大により臨時休園等となった保育所等の児童を追加し、子育て世代への支援を強化します。

③ とうきょうママパパ応援事業における育児パッケージの追加配布

- ・一般的に、肺炎にかかった場合に重症化する可能性のある妊婦の方に対し、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、衛生資材の配布や、健診等のタクシー移動に使えるチケット等を配布する区市町村を支援します。

④ 中小企業の従業員に対する融資の拡充

- ・事業活動の縮小等により生活が不安定となっている都内在住または在勤の中小企業の従業員の方（非正規雇用の方を含む）への支援を強化するため、実質無利子の融資メニューの規模を拡充します。

⑤ 安全・安心な住環境の構築

- ・東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）の安全性や利便性の向上に資する設備改善工事への助成を行うとともに、国の緊急対策と併せ、家賃低廉化補助を拡充します。

⑥ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供

- ・新型コロナウイルスの影響による失業等に伴い住居を喪失した方に対する支援を強化するため、一時利用住宅や緊急的な一時宿泊場所などの確保数を 600 室に拡充します。なお、確保数については、感染症拡大の状況を見極めながら、随時検討を行っていきます。

⑦ 内定取消しを受けた新卒者などを対象とした非常勤職員採用

- ・雇用情勢の悪化により、内定を取り消された新卒者や雇止めを受けた非正規労働者などを支援するため、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務に従事する非常勤職員として都が採用します。

（３）税制面等からのセーフティネット

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済は大きな打撃を受け、都民生活のあらゆる面において影響が拡大しています。

都は、国の税制改正に対応し、都税の徴収猶予制度や軽減措置などを講じるとともに、都営住宅・公社住宅の使用料や、上下水道料金などについても支払期間を猶予するなど、厳しい状況に置かれている方々に対する支援を行います。

[都の具体的な取組]

① 都税の徴収猶予制度の拡充

- ・１か月以上の任意の期間に、前年同期比 20%以上の減収となった個人及び事業者について、無担保かつ延滞金なしで、１年間、都税の徴収を猶予

する特例を設けます。

② 中小事業者が所有する事業用資産に係る固定資産税等の軽減措置

- ・ 厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税、都市計画税の負担について、2分の1又はゼロとする軽減措置を創設します。

③ 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- ・ 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月間延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とします。

④ 宿泊税の課税停止期間の延長

- ・ 東京2020大会の開催に伴い、令和2年7月から同年9月までの間、宿泊税の課税を停止することとしていましたが、東京2020大会の延期に伴い、課税停止期間を令和3年9月まで延長します。

⑤ 都営住宅・公社住宅の使用料等の支払期限の延長

- ・ 感染拡大の影響により、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある方について、都営住宅の使用料等3か月分（再度の申請により更に3か月分）の範囲で支払期限を延長します。
- ・ 公社住宅についても、やむを得ず家賃支払いができない状況にある入居者に対して、申し出に基づき、家賃や賃貸料等3か月分（事情に応じ、最大6か月分）の範囲で支払期限を延長します。

⑥ 水道料金・下水道料金の支払猶予

- ・ 感染拡大の影響により、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった方について、最長で4か月、水道料金・下水道料金の支払い期限の猶予を行います。

⑦ 土地区画整理事業等における移転資金貸付金の返済猶予

- ・感染拡大の影響により、移転資金貸付金の納付期限内の返済が困難と認められる方について、最長で1年間、納付期限の猶予を行います。

⑧ 中央卸売市場における使用料及び光熱水費の支払猶予

- ・感染拡大の影響により、中央卸売市場の使用料及び光熱水費の支払いが一時的に困難となった方について、最長で4か月、支払い期限の猶予を行います。

⑨ 道路占用料、港湾占用料等の納付猶予

- ・感染拡大の影響により、道路、河川、都立公園・霊園、港湾、海岸保全区域、海上公園、漁港及び空港に係る占用料等の納付が一時的に困難となった方について、最長で4か月、納付期限の猶予を行います。

3 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

○ 東京のデジタルトランスフォーメーションを加速し、直面する危機を乗り越える取組

人と人との接触を8割減らし、感染拡大の速度を可能な限り抑制するため、都民や事業者の皆様が一丸となり、外出の抑制、学校の臨時休業、各職場での出勤抑制などに取り組んでいます。一方で、こうした取組により、従来の生活スタイルのままでは、教育活動や企業活動、通常为社会生活が維持できないという、新たな状況に直面しています。

こうした困難な状況を乗り越えていくためには、デジタルテクノロジーを活用することで、人と人との直接的な接触を避けながら、可能な限り教育活動や企業活動を継続させる、自宅に居ながら医療を受けられる環境を整備するなど、経済活動や都民生活への影響を最小限に抑えていく取組が必要です。

具体的には、オンライン教育やオンライン医療、テレワークなどを強力に推進することで、東京の「デジタルトランスフォーメーション」を一気に加速させ、現下の困難な状況を乗り越えるとともに、東京の暮らしの質の向上や、生産性の向上、産業の高付加価値化にも繋げていきます。

[都の具体的な取組]

① オンライン教育の積極的な推進

- ・現在、都立学校の一部で導入している、学習動画の閲覧等が可能な民間アプリの利用を大幅に拡大し、当面、利用料を公費で負担するとともに、都立学校におけるオンライン教育環境の全校整備を、令和2年11月を目途に、大幅に前倒しして実施します。さらに、児童・生徒の学習活動や習熟度等の多様なデータを蓄積・分析し、一人一人の理解度や進捗に応じ

た学びを可能とするシステムの構築に向け、着実に取組を進めます。

- ・区市町村立学校におけるオンライン教育を強力に推進するため、当面の間、学習支援ソフトの活用、ソフト導入に対する支援員の配置、モバイルルーターの通信費等に対する都独自の補助を実施するとともに、全区市町村立学校で今年度中に通信基盤整備が完了できるよう、国の「GIGAスクール構想」を活用した整備の前倒し実施を支援します。
- ・東京都立大学等において、オンライン授業として、大規模授業については動画配信を実施するとともに、小規模かつ双方向授業であるゼミや語学授業については、テレビ会議システムを導入するなど、学生が自宅に居ながら、必要な教育を受けられる環境を整備します。

② オンライン医療の体制整備

- ・新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下において、院内感染を含む感染防止のため、かかりつけ医等がオンラインで医療相談・診療を実施するための環境整備を支援します。
- ・都立病院において、放射線科医師が自宅でオンラインでの検査画像の読影を実施するための環境整備を行います。

③ テレワークの推進などICTの積極的な活用

- ・都内中小企業にテレワークを体験できるツールの無償貸与を幅広く実施するとともに、従業員が利用できるテレワーク機器等を整備した企業を支援し、テレワークの導入を促進します。
- ・企業におけるテレワークを迅速かつ安全に実施するため、従業員などを対象としたサイバーセキュリティ対策に係る啓発用映像を制作し、セキュリティ対策を促進します。
- ・テレワークの推進のため、サテライトオフィスの設置促進や、業界団体等と新たな働き方を支える都市づくりの懇談会を設置します。また、受

注者希望型週休2日工事の試行や電子契約書の導入検討などを進めます。

- ・ オフピーク通勤等により変化した鉄道利用者の動向等のデータの分析を通じた交通政策の検討を行うとともに、混雑の見える化を進める事業者を支援します。また、シェアオフィスの導入も促進し、スムーズビズの一層の推進に取り組みます。
- ・ 都と自治体間の会議や、都の施工する工事の進捗会議、東京消防庁内会議などにおいて Web 等を通じた会議システムを導入するなど、迅速な情報伝達や効率的な会議運営を実現できる環境を構築します。
- ・ 感染症の収束後における経済対策での活用や、都民サービスの更なる向上に向け、マイナンバー等のIDを使った新たなサービスの提供等の可能性について、調査検討を行います。

本緊急対策は、感染拡大の阻止とともに、都民や事業者の皆様が直面している現下の課題に対して集中的に取り組む対策に焦点を絞り、とりまとめたものです。

本緊急対策のうち本年6月までの期間における対策を、補正予算として、4月17日に開会される都議会臨時会に提案していきます。

この先、7月以降の対策についても、感染拡大の状況や都民生活、都内経済の情勢などを見極めながら、第二回定例会において補正予算を編成するとともに、これに止まらず、必要な対策を柔軟、迅速かつ大胆に講じていきます。

＜参考＞東京都緊急対策の規模

都はこれまで、数次にわたる補正予算編成や予備費等の活用を通じ、切れ目のない新型コロナウイルス感染症対策を講じてきました。

緊急対策第四弾の規模は、4月7日における専決処分、4月8日における予備費の活用、4月17日に開会される都議会臨時会に提出する補正予算案を含め、今年度の予算化額は3,819億円となり、この先の7月以降の対策を含めると、約8,000億円となります。

(単位：億円)

区 分	《第一弾》 補正予算 (2月18日)	《第三弾》 予備費等 (3月12日)	《その他》 専決処分 (3月31日)	緊急対策（第四弾）4月15日時点			小 計	合 計
				専決処分 (4月7日)	予備費 (4月8日)	補正予算 (4月15日)		
I 新型コロナウイルス感染拡大を阻止する対策	33	2 (3)	—	207	9	1,455	1,671	1,706 (1,707)
(1) 感染拡大の防止に向けた取組	5	2 (2)	—	—	9	1,026	1,035	1,042 (1,042)
(2) 医療提供体制等の強化	28	0 (1)	—	207	—	129	336	365 (365)
(3) 区市町村と一体となった対策	—	—	—	—	—	300	300	300 (300)
II 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化	364	68 (106)	250	25	3	2,007	2,035	2,717 (2,755)
(1) 経済活動を支えるセーフティネット	364	30 (65)	250	—	—	1,990	1,990	2,633 (2,668)
(2) 都民生活を支えるセーフティネット	—	38 (41)	—	25	3	17	45	83 (86)
(3) 税制度等からのセーフティネット	—	—	—	—	—	—	—	—
III 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組	4	0 (2)	—	—	0	112	113	117 (119)
(1) 東京のデジタルトランスフォーメーションを加速し、直面する危機を乗り越える取組	4	0 (2)	—	—	0	112	113	117 (119)
合 計	401	70 (111)	250	232	12	3,574	3,819	4,540 (4,581)

※各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

※《第三弾》の計数は、重複を控除したものであり、控除前の計数を（ ）で表記している。

Ⅲ 国の緊急事態宣言と都の緊急事態措置

1 国の緊急事態宣言の概要（令和2年4月7日）

基本的対処方針等諮問委員会において、「新型コロナウイルス感染症については、肺炎等の重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制も逼迫してきている。」とされました。

このような状況について、全国的大規模かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと判断し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発令されました。

○対象地域

東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡

○期間

4月7日から大型連休が終わる5月6日までの1か月間

解除、延長は一定期間経過後、専門家の評価をもとに判断

○概要

都市封鎖は行わず、公共交通機関などの必要な経済社会サービスは可能な限り維持

国民の行動を変えることが重要。人と人との接触機会を「最低7割、極力8割」削減することができれば、2週間後には感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることが可能

2 都の緊急事態措置等（令和2年4月10日）

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

- (1) 区域 都内全域
 (2) 期間 令和2年5月6日（水曜日）まで
 (3) 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

○都民向け：徹底した外出自粛の要請（令和2年4月7日～5月6日）

・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

○事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼

・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

2. 対象施設一覧

基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

特措法 によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が 1,000 m²以下の下記の施設については、同 1,000 m²超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 但し、床面積の合計が 100m ² 以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 但し、床面積の合計が 100m ² 以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

施設の種類によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請	学校(大学等を除く。)
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスを含む。) ※ 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テークアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正)を踏まえた整理

※ 適度な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 (約2m間隔の確保)
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、 接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における 感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

IV 国への緊急要望

都内の感染動向は、1日の感染者数が最大197人となるなど、感染爆発重大局面にあるといえる。このまま感染者数が爆発的に増加し、オーバーシュートの状態となった場合には、アメリカやヨーロッパの諸都市のように、極めて深刻な事態に陥るか否かの重大な分かれ道に直面している。

また、「国難」ともいえる新型コロナウイルス感染症は、人の命や健康だけでなく、経済、消費行動、人や物の流れ、先行きの見えない心理的不安など、東京や日本の隅々にまで深刻な影響をもたらしている。経済指標や雇用統計などの数字だけでは、補捉しきれない切実な声が、都民や中小企業からも寄せられている。

こうした中、国は4月7日、東京都など7都府県を対象に1か月間を期間とする緊急事態宣言を発出し、それを踏まえ、都としても、緊急事態措置の内容を公表し、都民への徹底的な外出自粛を要請するとともに、事業者への休館・休業等を要請している。

この危機的な状況の中、都は全力で取り組むこととしており、4月15日に「東京都緊急対策（第四弾）」を取りまとめたが、今回の闘いにあたっては、都だけでは成しえない事項もあり、国や全国の自治体と共同戦線を張って取り組む必要がある。

そのため、現在の重大局面の中、以下の事項について緊急要望する。

1 重点事項

○水際対策のさらなる徹底・強化

厚生労働省

世界的に感染者数が急増しており、それに伴う感染者数の増加が懸念されている。

国内の感染拡大を防止するため、検疫所におけるPCR検査の実施など検疫・検査体制を強化するとともに、人的・物的体制にも万全を期すこと。

○国としての医療提供体制・検査体制の整備

厚生労働省

東京では感染者数が急増しており、今後のさらなる感染者数の増加に備え、重症者への医療を重点化する医療提供体制をしっかりと整備する必要がある。

そのため、病床だけでなく、医療人材、医療機器、医療資材の確保も重要である。特に東京や大阪など大都市での医療崩壊は全国に波及するおそれが高いため、特定都道府県等に重点を置いた効果的支援を講ずること。

○軽症患者のための宿泊療養施設の確保

厚生労働省

専門家の意見等を踏まえ、国として速やかに「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」を通知している。

地方自治体が軽症患者等を宿泊療養させるホテル等を確保する際に、国としても宿泊施設やスタッフの確保に協力するとともに、新たな交付金を柔軟に活用可能なものとするなど、強かに支援すること。

また、感染拡大期においては、重症患者等が必要な治療を受けられるよう、軽症患者等が宿泊療養できる施設及び従事するスタッフを国の責任においても確保すること。

○新たな交付金の制度内容の周知徹底

内閣府、総務省

新たに創設される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の制度の内容、対象経費、各自治体への配分の考え方等を早期に明らかにし、周知徹底すること。

○飲食・観光等深刻な影響を受ける業界への大胆な支援

内閣府・農林水産省・経済産業省・国土交通省

今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に厳しい状況にある飲食・観光等の事業者は、売り上げの減少にとどまらず、事業継続すら困難な状況である。中小企業の従業員などは生計維持にも困窮している。

そのため、事業の立て直し等が可能となるよう大胆な支援を行うとともに、経営相談等の充実を図ること。

また、深刻な事業者等向けの地方自治体の緊急・特例的支援に対しても、新たな交付金の創設などを含め、柔軟に対応できる財政支援を行うこと。

○休校期間中のＩＣＴを活用したオンライン学習の推進

文部科学省

学校の休業期間中でも子供たちの学びを着実に進めていくため、学校だけでなく家庭でのオンラインによる教育環境の整備を早急に行う必要がある。

そのため、１人１台端末整備の前倒しに伴う端末及びモバイルルーターの確保、共同調達を国が主導するとともに、端末単価の補助上限の増額、ルーター通信費の支援等補助制度の充実を図ること。

また、緊急経済対策における補助制度について、早急に実施スケジュール及び内容の詳細を明らかにすること。

加えて、児童生徒が学習に活用する通信費の値下げを業界団体に働き掛けること。

○緊急経済対策に続く、オールジャパンの総力を結集するための次の一手

内閣府

新型コロナウイルスの収束の道筋はいまだ見えておらず、それに伴う日本経済や企業活動、国民の生活の隅々にまで深刻な影響が及んでいる。

そのため、オールジャパンの総力を結集して取り組む必要があり、地方自治体の財政負担に対しては、従来の特別交付税による対応だけでなく、東日本大震災における特例的な対応などを参考に、全ての地方自治体の負担に対し、大胆な財政措置を講じること。

また、今後とも、見えざる敵との長い闘いが懸念されるため、緊急経済対策に続く、さらなる対策についても検討すること。

○新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく

緊急事態宣言に関する緊急要望

内閣官房

新型コロナウイルス等対策特別措置法(以下「特措法」という。)の「緊急事態宣言」に基づき、都道府県知事は、私権の制約等を伴う措置を決定し、市民への自粛要請や事業者への休館・休業等の要請を行っている。

そのため、以下の項目についての的確に対応すること。

- 1 特措法に基づく緊急事態措置に従った事業者に対する経済的な支援策を早急に検討し、措置すること。
- 2 特措法による緊急事態宣言及び緊急事態措置の内容について、国民に誤解が生じないように、わかりやすく周知すること。
- 3 地方自治体が新型コロナウイルス感染症の特性に応じた実効性のある措置を行うことができるよう、特措法施行令で定める施設以外の施設も含め、対象施設や面積要件の見直しを図るなど、特措法施行令及びガイドラインについて必要な改正を行うこと。

また、全国一律ではなく、感染の動向や地域の特性を踏まえて、各都道府県知事が緊急事態措置を講ずることができるよう柔軟な運用を行うこと。

- 4 地方自治体が緊急事態宣言に伴う緊急事態措置を円滑に実施できるよう、特措法第24条第4項に基づく総合調整を機動的に行うための協議の場を設置するなど体制を整備すること。
- 5 緊急事態宣言を受けた特定都道府県では、緊急事態措置により直接影響を受ける者や事業者だけでなく、経済への打撃、市民の生活への支障や不安、企業活動の停滞、人や物の流れの寸断など、様々な影響が幅広く生じている。東京や大阪などの大都市への様々な影響は、日本全国に深刻な事態を及ぼしかねない。

国において、新型コロナウイルス感染症対策、緊急経済対策をはじめ、この国の明日に道筋を見い出す、しっかりとした対策を講じること。

2 一般事項

(1) 医療・検査体制の強化

〔検査体制について〕

厚生労働省

- ・今後の感染拡大にも的確に対応し、重症化を防止するため、民間企業、大学等におけるPCR検査の実施体制の整備を促進し、検査体制の更なる拡充を図るとともに、簡易検査キットの開発、導入を早期に実現し、広くスクリーニング検査を実施できる環境を整えること。
 - ・患者との濃厚接触者については、無症状でもウイルスの保有状況の確認検査を行えるよう統一的な指針を示すとともに、必要な検査体制の確保や財政支援を行うこと。
 - ・流行状況を見極めながら、必要な対象者に的確に検査を実施できるよう、検査対象者の定義については、随時、適切に見直しを行うこと。
 - ・地方衛生研究所に対する技術的支援、必要な検査資材等の供給を行うこと。
 - ・医療機関においてウイルス保有の確認検査を行えるよう、迅速診断キットの開発を早急に進めるとともに、予防ワクチン・治療薬の早期開発に取り組むこと。
- また、医療機関に対して必要な検査・衛生資材等を供給すること。
- ・PCR検査の実施に当たっては、検査結果が判明するまでの自宅待機等の対応について、医療機関が適切な説明や指導を行えるよう周知を徹底すること。

〔医療体制について〕

厚生労働省

- ・一般医療機関での診療を可能にするために、早期に診断・治療アルゴリズムを提示すること。
- ・感染症患者の診療及び病原体の取扱いを行う医療従事者の業務の特殊性に鑑みた特殊勤務手当など、処遇のための財政措置を講じること。

- ・帰国者・接触者外来を設置している医療機関に対し、必要な人材を確保できるよう支援するとともに、感染防止対策や診療体制の確保のための負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。
- ・患者の増加に備え、感染症患者の入院医療を担う医療機関に対し感染防止対策や病床の確保を行う場合に負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。あわせて、必要な人材の確保についても支援すること。
- ・大都市圏においての感染症指定医療機関における医療提供体制の拡充のための支援を行うとともに、重症患者に対して確実に必要な医療を提供するため、集中治療などの高度な医療機能を備え、感染防止体制が整備された医療機関を確保するための財政措置を講じること。あわせて、医療機関において必要な医療機器が十分に確保できるよう、あらゆる手段を講じること。
- ・感染拡大期における医療提供体制等の対策のフェーズ切り替えについて、早期に具体的な考え方や判断基準を示すこと。

〔衛生資材確保・優先配分について〕

文部科学省・厚生労働省・国土交通省

- ・緊急事態宣言が発出されても、公共交通は社会生活を維持する上で必要な生活インフラであり、建設業は、ライフラインの維持等、社会機能の確保に不可欠である。また、学校の再開に当たっても、児童・生徒の健康管理と感染防止が何より重要となる。

マスク、アルコール消毒液、体温計等の衛生資材については、現在その調達が困難なことから、国が責任をもって調達し、医療機関や社会福祉施設はもとより、社会生活の維持に必要な事業の従事者に対しても優先的に供給すること。

また、在宅でケアにあたっている家族や支援者などにも供給を行うこと。

さらに、学校の再開に当たっては、児童・生徒及び教職員へ十分な供給を行うこと。

〔社会福祉施設等について〕

厚生労働省

- ・社会福祉施設等の運営に支障が生じることのないよう、必要な人材が確保できるよう支援すること。
- ・配置可能な職員の不足や感染防止のため、休業、規模を縮小して運営を行う場合等についても、収入減等に応じた支援策を講じること。

（２）学校臨時休業等への対応

〔負担軽減策について〕

厚生労働省・農林水産省

- ・保育所や児童館などを活用した就学児の居場所確保のための取組について、区市町村等に対する財政措置など必要な支援を行うこと。
- ・学校施設を活用した就学児の居場所確保のための取組について、設置者の別なく、財政支援など必要な支援を行うこと。
- ・臨時休業の対象外となっている保育所や放課後児童クラブ等の開所に伴い必要となる感染防止のための措置についても、設置者の別なく必要な支援を行うこと。
- ・保育の提供の縮小や臨時休園等に伴い影響を受ける自治体や事業者に対して、財政措置など必要な支援を行うこと。
- ・学校給食の中止等に伴い影響を受ける農家や漁業者等の生産者に対して、減収分を補償するなど、十分な支援を講じること。

（３）影響を受ける企業等への支援

〔負担軽減策について〕

内閣府・財務省・農林水産省・経済産業省・国土交通省

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業者が、取引上のしわ寄せが来ないように、引き続き業界団体等を通じて親事業者に配慮を求めること。

- ・事業継続のために新たに創設される給付金について、早期に給付するとともに、必要に応じて複数回給付を行うこと。
 - ・新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業の厳しい経営環境を踏まえ、国から各金融機関に対し、中小企業からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、適切に指導を行うこと。
 - ・セーフティネット保証については、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、指定期間の延長等に柔軟に対応するとともに、セーフティネット保証5号における対象業種の的確な指定及び100%保証による運用を行うこと。
- また、危機関連保証についても、指定期間の延長等に柔軟に対応するとともに、金融機関によるモニタリングの実施及び報告を不要とすること。
- ・セーフティネット保証及び危機関連保証の認定業務を行う各区市町村に対し、認定業務の負担軽減や所要の財政措置などの支援策を講じること。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に大きな影響を受けているホテル・旅館、バス・タクシー、旅行業者等の事業者に対して、休業への対応や事業の継続が可能となるよう、迅速かつ重点的な経営支援や負担軽減を行うこと。
 - ・観光関連事業者等が取り組む感染症防止対策への支援を行うこと。
 - ・感染拡大防止に向けた協力金を非課税所得とするとともに、個人や事業主に対する補助金や助成金等については、事業効果を損なわぬよう、税務上においても特例的な取扱いを講じること。

〔サプライチェーン構築のための総合的支援〕

農林水産省

- ・感染症の拡大の影響を受けたサプライチェーンにおいて、食品等については、産地から市場業者、流通、関連業者に至るまで深刻な影響を受けている。そのため、必要な設備投資や販路開拓に取り組む事業者を支援するとともに、川上から川下に至るサプライチェーンをつなぐため、生鮮食料品等の消費喚起による生産者への支援など、各流通段階において、総合的に食品等流通の活性化を図ること。

〔厳しい観光・運輸産業への特例的支援〕

経済産業省・国土交通省

- ・観光需要喚起に向けたクーポンの発行による支援について、都内の観光関連事業者に確実に利益が還元される内容とすること。
- ・新型コロナウイルスの影響により、観光・運輸産業は甚大な影響を受けている。中でも島民にとって欠かすことのできない離島航路・航空路については経営環境の厳しさが増しており、今後欠損額の増加が見込まれることから、既存の補助対象航路及び航空路の維持・存続のために、必要な財源を確保すること。

また、複数航路が存在する場合でも補助対象とするとともに、ヘリコプター一路線を新たに運航費の補助対象とすること。

あわせて、従事者に感染者が出た場合のガイドラインを定めるなど、交通機関の事業継続性の確保に努めること。

〔テレワークの普及について〕

内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省

- ・緊急事態宣言が発出され、企業等における従業員の出勤が大幅に抑制される中、在宅勤務などの職場環境の整備が求められており、テレワークの導入・運用の一層の拡大を図る必要がある。国の「働き方改革推進支援助成金」(テレワークコース)において、パソコン・タブレット等の購入費用も支給対象とするなど、企業等のテレワーク導入を促進するための措置を講じること。
- ・テレワークを推進していくためには、サテライトオフィスを活用して、自宅だけでなく身近な地域で時間や場所にとらわれずに働ける環境を整備することが重要である。そのため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対しても必要な助成策を講じること。
- ・テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様にテレワークを活用できるよう、企業に対し指導を行うこと。

〔個別法で規定する有効期間等の延長について〕

国土交通省

・社会・経済機能への影響を最小限に留めるため、今般の緊急事態を新型インフルエンザ等対策特別措置法第 57 条に基づく特定新型インフルエンザ等緊急事態として政令で指定し、個別法が規定する有効期間の延長措置等により、事業者の権利利益の保全を図ること。

- 建設業許可の有効期間の延長(建設業法第3条第1項)
- 経営事項審査の有効期間の延長(建設業法第 27 条の 23 第1項)
- 変更等の届出不履行に係る免責(建設業法第 11 条及び第 12 条)
- 解体工事業の登録の有効期間の延長(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条第1項)
- 浄化槽工事業の有効期間の延長(浄化槽法第 21 条第 1 項)
- 建築士事務所の登録の有効期間の延長(建築士法第 23 条第 1 項)
- 宅地建物取引業免許の有効期間の延長(宅地建物取引業法第3条第2項)
- 宅地建物取引士証の有効期間の延長(宅地建物取引業法第 22 条の2第3項)
- 宅地建物取引業者の変更届出等の履行期限の延長(宅地建物取引業法第9条)
- 旅行業の登録の有効期間の延長(旅行業法第6条の2)

〔標準請負契約約款趣旨の徹底について〕

国土交通省

・感染症の影響に伴う工事資機材等の調達困難や感染者の発生等は「不可抗力」であり、受発注者間で工期延長や増加費用の負担に関する協議ができる旨、国は民間発注者団体あて通知しているが、その実効性を高める方策を検討すること。

(4) 影響を受ける国民等の不安解消

〔雇用調整助成金について〕

厚生労働省

- ・全国一律となっている雇用調整助成金の支給上限額(一人一日当たり8,330 円)については、地域の給与水準を反映し、引き上げを行うなど、制度の改善を図ること。
- ・緊急事態宣言等を受け、国や自治体からの休業要請等に応じて、事業主が従業員に対して休業手当を支給する場合には、経済上の理由にかかわらず雇用調整助成金の支給対象とすること(生産指標要件の撤廃等)。
また、助成金の支給にあたっては、可能な限り支給手続きの簡素化や迅速化を図ること。

〔相談体制について〕

厚生労働省

- ・国の電話相談窓口を拡充するとともに、地方自治体が実施する一般相談窓口や帰国者・接触者相談センターでの対応が拡充できるよう必要な支援を実施すること。

〔情報提供・広報について〕

内閣府、総務省、財務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、文部科学省、国土交通省

- ・不正確な情報に基づく混乱の発生を避けるため、国民、企業、地域等へ、迅速かつ正確な情報提供及び広報を行うこと。
- ・地方自治体による感染者情報の公表に関して、各自治体の判断に任せるのではなく、地域によって基本的な内容に差異が生じることがないように、統一的な公表基準等を示し、広く周知すること。
- ・特に東京で増加している外国人は、今回の新型コロナウイルス感染拡大の中で、正確に伝わらないなど情報から孤立している。全ての人が徹底的に外出を自粛しなければ、危機的な感染拡大を抑制できないため、国の情報発信については、多言語でかつ外国人にも正確に届くよう改善すること。

V 国の緊急経済対策の概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 ～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～ 令和2年4月7日

第1章 経済の現状認識と本経済対策の考え方

感染症	現状は、ぎりぎり持ちこたえている状況にあるが、少しでも気を緩めれば、いつ急拡大してもおかしくない、まさに「瀬戸際」が継続している状況にある。
経済	感染症は内外経済に甚大な影響をもたらしており、世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面している。
経済対策	前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す。
フェーズ	感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進「V字回復フェーズ」の2つの段階を意識したものとする。

第2章 取り組む施策

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

1. マスク・消毒液等の確保
2. 検査体制の強化と感染の早期発見
3. 医療提供体制の強化
「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)」の創設 等
(1)オンライン診療・電話診療の活用
①オンライン診療・電話診療の拡充(初診対面原則の時限的緩和・診療報酬上の取扱いの見直し)②医療関係者、国民・患者への周知徹底
(2)オンライン服薬指導・電話服薬指導の活用
①オンライン服薬指導・電話服薬指導の拡充(時限的対応)②電話等による受診勧奨時の一般医薬品の提供③薬局、医療関係者及び国民・患者への周知徹底等
(3)対応期間内の検証
4. 治療薬・ワクチンの開発加速
アビガン生産のための設備整備事業 等
5. 帰国者等の受入れ体制の強化
6. 情報発信の充実
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備
放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援 等

II. 雇用の維持と事業の継続

1. 雇用の維持
雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大 等
2. 資金繰り対策
地方公共団体の制度融資を活用し、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度を創設
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
中小・小規模事業者等に対する新たな給付金(持続化給付金(仮称)) 等
4. 生活に困っている世帯や個人への支援
生活に困っている世帯に対する新たな給付金(生活支援臨時給付金(仮称))、子育て世帯への臨時特別給付金 等
5. 税制措置

Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
2. 地域経済の活性化
- 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」の創設 等

Ⅳ. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
 - 遠隔教育について実施すべき事項
 - (1)ICT環境の早急な整備(2)遠隔授業における要件の見直し(3)遠隔授業における単位取得数の制限緩和(4)オンラインカリキュラムの整備(5)オンラインでの学びに対する著作権要件の整理
4. 公共投資の早期執行等

Ⅴ. 今後への備え

新型コロナウイルス感染症対策予備費(仮称)を創設

緊急経済対策の規模

	(財政支出)	(事業規模)
Ⅰ. 総合経済対策	9.8兆円程度	19.8兆円程度
Ⅱ. 緊急対応策第1弾・第2弾	0.5兆円程度	2.1兆円程度
Ⅲ. 新たな追加分	29.2兆円程度	86.4兆円程度
Ⅰ. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	2.5兆円程度	2.5兆円程度
Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続	22.0兆円程度	80.0兆円程度
Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	3.3兆円程度	8.5兆円程度
Ⅳ. 強靱な経済構造の構築	10.2兆円程度	15.7兆円程度
Ⅴ. 今後への備え	1.5兆円程度	1.5兆円程度
合計	39.5兆円程度	108.2兆円程度

財政支出の内訳

	(財政支出)	うち 国・地方の歳出	うち 財政投融资
Ⅰ. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	2.5兆円程度	2.5兆円程度	—
Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続	22.0兆円程度	12.2兆円程度	9.7兆円程度
Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	3.3兆円程度	2.8兆円程度	0.5兆円程度
Ⅳ. 強靱な経済構造の構築	10.2兆円程度	8.0兆円程度	2.3兆円程度
Ⅴ. 今後への備え	1.5兆円程度	1.5兆円程度	—
合計	39.5兆円程度	27.0兆円程度	12.5兆円程度

VI 様々な影響

(1) 国内外の感染状況

○ 新型コロナウイルス感染症の状況

令和元年11月中旬に、中国武漢でおそらく動物由来で発生し、下旬には人への感染となった新型コロナウイルスは、中国全土では下火になったものの、アメリカで感染者数が57万人以上、イタリア、スペイン、ドイツでも10万人を超えるなど、世界中に感染が広がり、感染者が187万人、死亡者も11.8万人を超える状況となっています（4月14日現在）。

約100年前の1918年から1919年まで流行したスペインかぜは、当時の世界人口の4分の1程度が感染したともいわれ、死者数も4,000万人から5,000万人、1億人との推計もあり、人類史上最悪の感染症の一つとされています。

わが国の状況も、感染者は7,645人、死亡者109人となり（4月14日現在）、都市部を中心に感染拡大が続いています。今のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的患者急増）は見られていませんが、医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっています。こうした地域では、クラスター感染が次々報告され、感染源不明の患者数が増加しています。

都内の感染者も、2,319人となり、死亡者も47人となっています（4月14日現在）。4月11日まで4日連続で最多を更新し、197人の感染が判明するなど危機的に増加しており、特に20代、30代など若者の感染が増加しています。

○ 新型コロナウイルスの感染傾向

「密閉空間」「密集する場所」「密接した会話」の3つの「密」が重なる場所を避ける行動変容を、徹底することが重要です。

また、人と人の間、社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）を2m空ければ、二次感染、三次感染のリスクが大幅に減少できます。

高齢者や基礎疾患のある方は比較的健康であっても感染し、重症化する可能性が高いことがわかっています。

若者世代は、重症化リスクは高くありませんが、無症状・軽症の方が、本人は気付かずに感染を広めてしまう事例が多くみられます。

最近のクラスターの傾向として、病院内感染、社会福祉施設内感染、海外への卒業旅行、夜の会合の場合、合唱・ダンススクールなどが挙げられます。特に、東京では、キャバレー、ナイトクラブ、バー、酒場等の特定業種での夜の街のクラスターが増加しています。

○ これまでの都の対応

世界及び日本で新型コロナウイルス感染症が拡大し、東京でも感染源が不明な感染者数が増加する状況に対応するため、都は、第一弾の補正予算、第二弾の集中的取組、第三弾の緊急対応策に取り組んでまいりました。

また、都主催イベントの中止、学校の一斉休校措置に続き、3つの「密」を避ける行動、週末における不要不急の外出や夜間の外出の自粛、買いだめなどを避ける冷静な消費行動、テレワークなどの在宅勤務のさらなる推進をお願いしてきましたが、特に、感染しても症状が出ない場合が多く、無自覚のうちにウイルスを拡散させかねない若い世代に、自分だけでなく他人の命を守る行動を促してきました。

○ WHO「パンデミック」表明以降の国や都の動き

WHOは3月11日、新型コロナウイルスについて「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と表明しています。2009年の新型インフルエンザ以来11年ぶりで、世界各国に全力で感染拡大を抑え込むよう訴えました。

こうした中、国は3月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」を公布し、14日に施行しました。

都市部を中心に感染者の増加傾向が顕著となる中、4月7日、国は東京都など7都府県を対象に、5月6日までの1か月間を期間とする緊急事態宣言を発令しました。

それを踏まえ、都としても、7日、都民への徹底的な外出自粛を要請するとともに、10日、緊急事態措置等を公表し、特措法第24条第9項によらない施設も含め、事業者へは施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請し、13日にはお問い合わせの多い施設一覧も公表しました。

○ 都民生活や企業活動などへの様々な影響

感染者数の急増により、医師、看護師をはじめ、保健所、検査機関などでは、命を守る最前線の現場で懸命の努力がなされていますが、一方で二次感染も発生しています。

学校の臨時休校措置の継続により、児童生徒だけでなく、家庭、職場、学童保育等の現場にも負担が生じています。

自営業者やフリーランスの方など、日常の生計維持にも支障が生じている方もいます。

マスク、アルコール消毒液の品不足などの生活面の支障にもつながるとともに、自粛要請は、一部で買いだめなどの消費行動を招き、さらに、精神的な不安や「自粛疲れ」なども懸念されています。

携帯端末位置情報の分析では、緊急事態宣言後の都内主要駅の入出は、休日は8割減でしたが、平日は6割減であり、接触減8割という政府の呼びかけには達していないという報道もあります。

また、株価の急激な下落や海外からのサプライチェーンの寸断などの影響は、日本や東京の経済活動にも及び、その長期化が懸念されます。2月の都内中小企業の業況DIは▲4.1となり、今後3か月の見通しもリーマンショック並みの▲5.4と大幅に悪化しています。

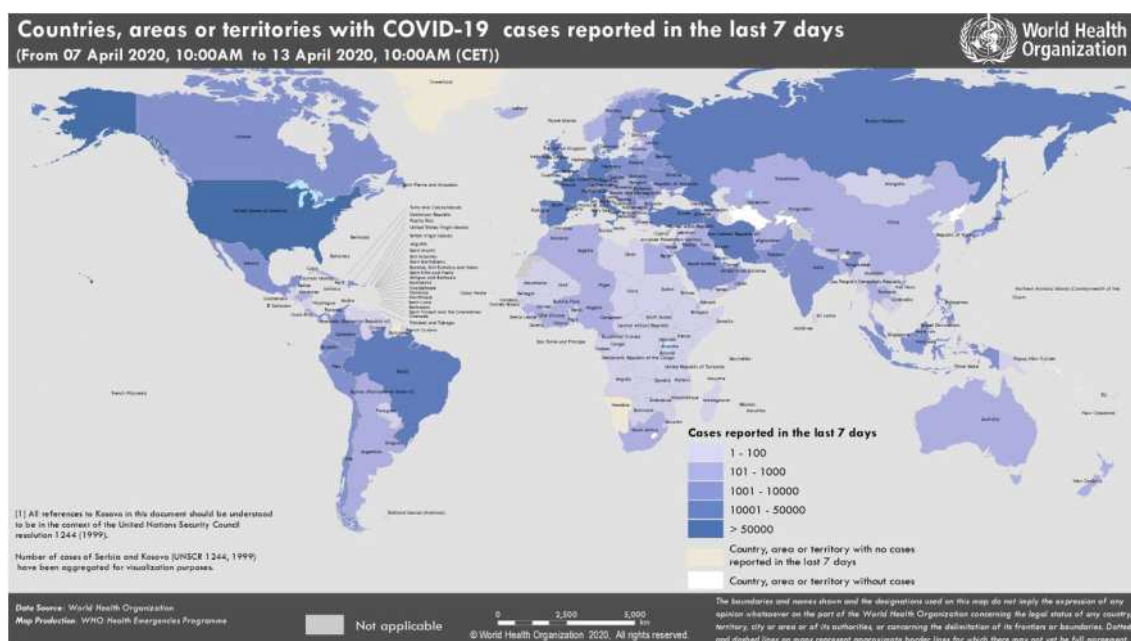
外国人の訪日数や旅行客の減少に加え、週末の不要不急の外出や夜の外出の自粛要請、大規模イベントの中止等の影響もあり、観光、飲食をはじめ、多くの業界における深刻な影響が表面化しています。

さらに、新卒者の内定取り消しなど、雇用情勢にも影響をもたらし、今後その悪化が懸念されています。

○ 世界の状況

令和元年 11 月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルスは、世界各国で感染が拡大しており、200 の国・地域で確認されています。

① 世界各国の感染状況



(WHO「Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation Report」令和2年4月 13 日時点)

② 主な国・地域ごとの発生状況

(単位：人)

国	感染者数	死亡者数
米 国	577, 842	23, 232
ス ペ イ ン	169, 496	17, 489
イ タ リ ア	159, 516	20, 465
ド イ ツ	129, 207	3, 118
フ ラ ン ス	98, 076	14, 967
英 国	88, 621	11, 329
中 国	82, 249	3, 341
イ ラ ン	73, 303	4, 585
ベ ル ギ ー	30, 589	3, 903

ス イ ス	25, 501	884
そ の 他	479, 489	19, 022
合 計	1, 872, 067	118, 195

(厚生労働省発表 令和2年4月14日12時時点)

○ 国内の発生状況

(単位：人)

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	2, 171	19
大 阪 府	836	6
神 奈 川 県	572	12
千 葉 県	474	4
埼 玉 県	414	5
兵 庫 県	384	14
福 岡 県	373	0
愛 知 県	328	23
北 海 道	272	11
京 都 府	205	3
そ の 他	1, 480	12
合 計	7, 509	109

※チャーター便帰国者 15 名、空港検 121 名、クルーズ船乗員・乗客 712 名を除く。

(厚生労働省発表 令和2年4月14日12時時点)

○ 都の発生状況

2,319 人 ・海外からの旅行者 3 人（中国在住）
・都内在住者 2,316 人（うち死亡者 47 人）

(福祉保健局プレス発表資料累計 令和2年4月14日18時30分時点)

■陽性患者数



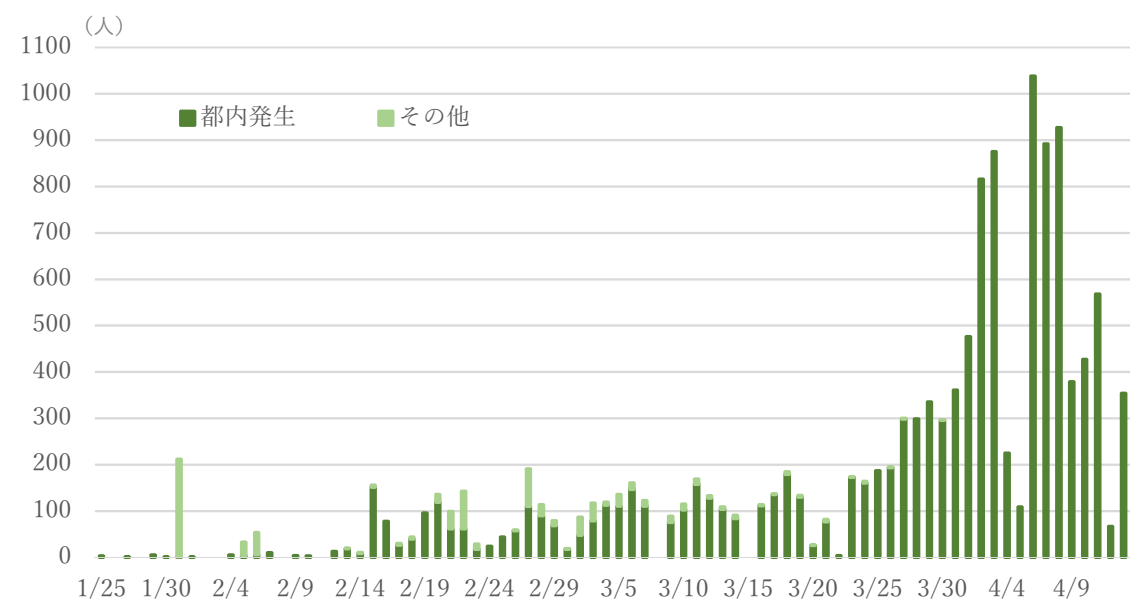
■検査陽性者の状況（都内発生分）

（単位：人）

検査 実施人数	陽性者数 （累計）	入院中			死亡	退院
		入院中	軽症・ 中等症	重症		
6,993	2,319	2,220	2,180	40	47	52

（令和2年4月14日18時30分時点）

■日別検査実施数（都内発生（疑い例・接触者調査）・その他（チャーター便・クルーズ船））（注）



（注）同一の対象者について複数の検体を調査する場合あり

（注）医療機関が保険適用で行った検査については、4月8日分までを計上

(2) 経済・企業・観光への影響

○ 資金繰りと経営に関する特別相談の状況

(1月30日～4月8日)

- ・ 1月30日「資金繰りに関する相談窓口（金融部）」と「経営に関する相談窓口（東京都中小企業振興公社）」を設置
- ・ 3月5日「緊急融資制度」プレス発表後、問い合わせが急増
- ・ 3月17日「フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口」を設置
- ・ 3月26日新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置後、問い合わせがさらに増加
- ・ 売上減少に関する資金繰りの相談が中心
- ・ 飲食等サービス業からの相談が多い状況
- ・ 1日あたりの窓口で対応した相談件数は日々増加

1月30日～2月 5日（5日間）	16件	：	3.2件/日
2月 6日～2月13日（5日間）	41件	：	8.2件/日
2月14日～2月20日（5日間）	56件	：	11.2件/日
2月21日～2月28日（5日間）	71件	：	14.2件/日
2月29日～3月 6日（5日間）	273件	：	54.6件/日
3月 7日～3月13日（5日間）	726件	：	145.2件/日
3月14日～3月23日（5日間）	665件	：	133.0件/日
3月24日～3月30日（5日間）	995件	：	199.0件/日
3月31日～4月 6日（5日間）	1,284件	：	256.8件/日
4月 7日～4月 8日（2日間）	571件	：	285.5件/日

【主な相談内容】

- ・ 自主休業を検討しているが利用できる支援施策はないか（観光業）

- ・発熱があり自主的に 5 日休業したら仕事を失った
(運輸業・郵便業)
- ・売上減少により資金繰りが悪化。融資を検討している (製造業)
- ・サロンや百貨店の休業により売上が減少
(生活関連サービス業 (個人事業主))

※緊急融資制度に係る相談

- ・初めて制度融資を利用したいが、どうすればいいか教えてほしい。
- ・都や区などの緊急融資の違いを教えてほしい。
- ・融資を利用できる業種について教えてほしい。

○ 労働相談情報センターにおける相談の状況

(1 月 30 日～4 月 8 日)

- ・2 月 27 日に「緊急労働相談ダイヤル」を設置。ただし、1 月下旬から新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応
- ・休業、安全衛生、休暇に関する相談が多い
- ・相談件数 1,755 件 (速報値)

労働者からの相談	1,320 件
使用者からの相談	362 件
不明	73 件

【主な相談内容】

- ・取引の減少や緊急事態宣言への対応等を理由とする休業時の賃金の取扱い
- ・就労時のマスク着用等の感染防止対策
- ・有給休暇等の取扱い
- ・雇用調整助成金等の各種助成制度

○ 金融機関へのヒアリング（４月９日実施）

対象：30 の金融機関（都市銀行 4、地方銀行 3、信用金庫 23）

- ・既に影響があるとする金融機関が、2 月 27 日調査の 11 から 24 と大きく増加

既に影響あり 24（11） 今後影響が及ぶ可能性 4（14）

影響ほとんどなし 2（5）

※（ ）内は 2 月 27 日調査

- ・資材の輸入遅延等による影響（工事の停滞、遅延）
- ・自粛要請による影響（予約キャンセル、来店客減少）

【主な内容】

- ・建築資材が輸入できず工事の遅延や工期の延長が生じている（建設業）
- ・中国からの原材料の輸入が中止され売上が減少（製造業等）
- ・自粛要請により宴会の予約がキャンセル（飲食業）
- ・自粛要請により利用者のキャンセル増加、売上が減少（ライブハウス）
- ・家賃滞納の増加により売上が減少（不動産業）

○ 経済団体や業界団体からのヒアリング

【主な内容】

- ・親会社から 1 か月間生産停止の通達を受けている（製造業）
- ・夜間自粛が出てから予約がほぼキャンセル。昨年対比 40%売上減少（飲食業）
- ・勤務している出版部門が廃止され失業した（出版業）
- ・小学校に精米を卸しているが休校により納入が途絶え、今後の契約更新も打ち切られた（卸売業）

- ・ 予約キャンセルや売上激減が長期化すれば廃業する事業者が出てくる恐れ（卸売・小売業組合）
- ・ 来街者が激減し売上も減少している（商店街組合）
- ・ 民間工事を含めて、工事中止に伴う責任の所在、契約変更の対応に不安を感じる（建設業）
- ・ 建築資材、電気部材、作業車両の修理部品等の調達難が生じている（建設業）
- ・ 衛生用品（マスク、消毒液等）の確保が儘ならない（建設業）
- ・ テレワーク環境整備経費の増大（建設業）

○ 都内企業のテレワークの導入状況（令和２年３月）

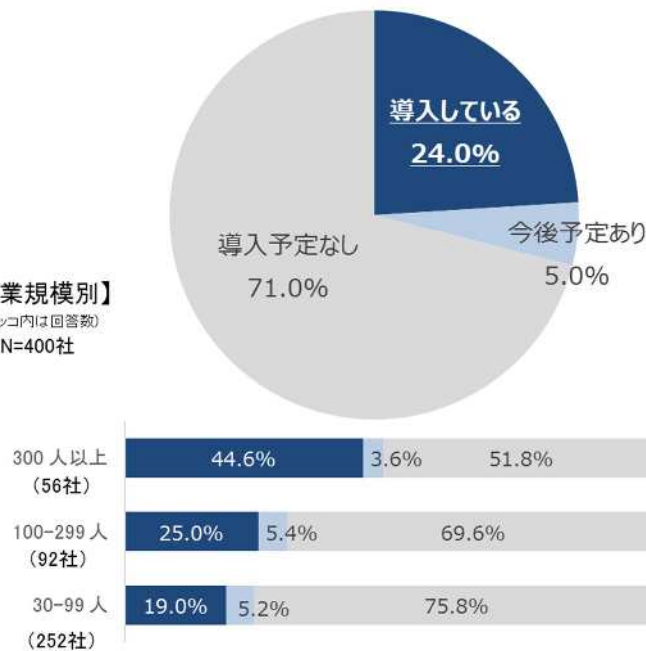
- ・ 都内企業等 400 社に対し、テレワークの導入状況に関する緊急調査を実施

【調査結果】

- ・ テレワークを「導入している」または「今後導入予定あり」としている都内企業は約３割となっており、導入状況は業種・業態や規模により異なっている
- ・ 事務・営業などが中心の業種では、約 42%が導入している一方、現場作業・対人サービス業務などが中心の業種では、約 15%となっている
- ・ また、従業員 300 人以上の企業では約 45%が導入している一方、99 人以下の企業では約 20%にとどまっている

Q「テレワークを導入していますか」(3月)

【企業規模別】
(カッコ内は回答数)
N=400社

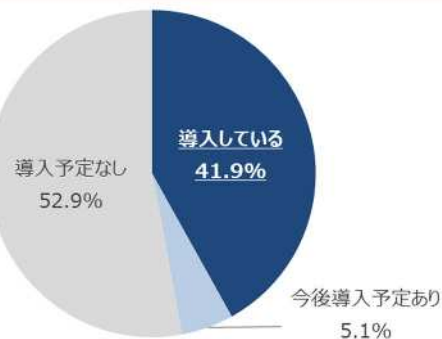


事務・営業職などが中心の業種

<主な業種>

- 情報通信業
- 金融業・保険業
- 教育・学習支援業
- サービス業 等

N=136社

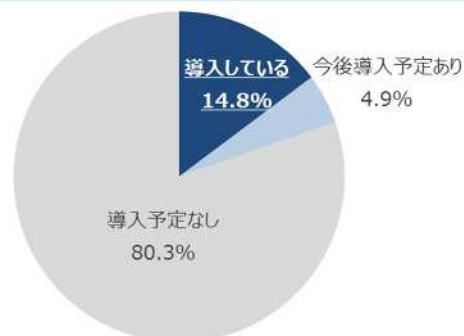


現場作業・対人サービス業務などが中心の業種

<主な業種>

- 建設業・製造業
- 運輸・郵便業
- 医療・福祉
- 飲食・宿泊業
- 小売業 等

N=264社



(3) 都民生活への影響

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、都民の消費行動にも大きな変化が見られ、都民生活へ様々な影響が広がっています。

国内でも感染が広がってきた令和 2 年 1 月下旬頃から、マスクや消毒薬の需要が急激に増加し、大量購入による品切れが発生しています。マスクの増産や輸入などの対応が追いつかず供給不足が生じたことから、店頭で手に入れることができない状態が続いています。

インターネット上において、こうした商品の高額転売と見られる出品が相次ぎ、批判が広がったことを受け、国は「国民生活安定緊急措置法施行令」を改正し、3 月 15 日以降、購入価格を超えてマスクを転売した場合、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金が科されることとなりました。しかし、その後も高額転売とみられる事例が発生しています。

また、外出自粛の要請は、一部で買いだめなどの消費行動を招いており、さらに、精神的な不安や「自粛疲れ」なども懸念されています。

(4) 学校の状況

令和 2 年 2 月 27 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理大臣より全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、3 月 2 日から春休みまで臨時休業を行うよう要請があり、翌日 28 日に文部科学事務次官名で各学校の設置者に対して通知が発出されました。

都教育委員会はそれまでも、感染拡大防止の観点から、感染予防策の徹底や時差通学の実施、春季休業期間の前倒しなどに取り組んで

きましたが、本通知を受け、即日、都立学校においては原則として3月2日から春季休業期間までの間、全校で臨時休業とすることとしました。

その後、都教育委員会として都立学校の再開に向けた準備を進めていましたが、直近の都内の感染状況が増加傾向で推移し、都としてイベントや週末の外出自粛を呼びかけていることを踏まえ、4月1日、都立学校において、原則として、春季休業の終了日の翌日から5月6日まで臨時休業とすることとしました。

4月7日には、国において緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、都立学校において、島しょ地域に存する学校についても臨時休業の対象とすること、入学式の延期措置及び緊急事態宣言が解除されるまで登校日を設定しないこと等としました。

あわせて、区市町村教育委員会等の学校設置者に対し、都立学校と同様の取組を周知し、適切な対応を依頼しました。

【都内各学校における休校等の状況（4月14日時点）】

- ① 都立高等学校等については、3月2日から5月6日まで休校
※都立特別支援学校についても休校とするが、保護者等の都合により自宅等で過ごすことが困難な子供については必要に応じて学校で過ごせるよう対応
- ② 区市町村立学校については、全自治体が休校
- ③ 都内の私立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校については、3月の臨時休校及び春休みの後も全校が休校

(5) イベント等の状況

○ 都主催イベント等※の中止等の取扱いについて

都は、2月21日に、「都主催イベントの取扱いについて」を公表し、2月22日から都主催イベント等の延期や中止を含む感染拡大防止の措置を、都内の感染状況や国の方針、専門家の意見等も踏まえながら行ってきました。

その後、4月7日に東京都緊急事態措置として都民の方に対する徹底した外出自粛の要請がなされたことにあわせ、5月6日までの都主催イベント等は延期や中止又は資料送付に代えるなどの実施内容の変更を行っています。

延期又は中止、実施内容の変更についての情報は、都のホームページやSNS等を活用し、速やかに参加者等への周知を図っています。

また、ホームページでは、都庁展望室などの都民利用施設に係る休止等の状況も合わせて公表しています。

※ 都主催イベント等には、都が主催のイベントと共催のイベントが含まれます。